

香川県駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月20日

香川県知事 浜 恵 造

香川県規則第56号

香川県駐車場規則の一部を改正する規則

香川県駐車場規則（平成5年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、香川県駐車場条例（平成5年香川県条例第1号）第3条第6項及び <u>第9条</u> の規定に基づき、香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場及び高松空港県営駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関する必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、香川県駐車場条例（平成5年香川県条例第1号）第3条第6項及び <u>第4条</u> の規定に基づき、香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場及び高松空港県営駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関する必要な事項を定めるものとする。
(指定管理者による管理の基準等) 第10条 略 2 香川県駐車場条例第3条第6項の規則で定める業務は、駐車場の維持管理及び供用に関する業務とする。 <u>ただし、同条例第4条の規定に基づき指定管理者に利用料金を收受させる場合における業務は、この項本文に規定する業務のほか、利用料金の收受に関する業務とする。</u>	(指定管理者による管理の基準等) 第10条 略 2 香川県駐車場条例第3条第6項の規則で定める業務は、駐車場の維持管理及び供用に関する業務とする。
3・4 略	3・4 略
(利用料金) 第11条 香川県駐車場条例別表に規定する規則で定める額及び駐車場を定期券により利用する場合の利用料金については、別表第2の規定を準用する。 <u>この場合において、同表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u>	(補則) 第11条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。